き。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「違反した者」を「違反して船舶局を運用したとき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「違反した者」を「違反して表示を付したとき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第三十八条の七第四項の規定に違反して表示を除去しなかつたとき。

第百十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「開設した者」を「開設したとき。」に改め、同条第二号中「変更した者」を「変更したとき。」に改め、同条第三号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同条第四号中「第二十六条の二第五項」を「第二十六条の二第三項」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第三十号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第二十九号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十八号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第三十号とし、同条第二十七号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第二十六号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第二十五号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第二十四号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条第二十三号中「行つた者」を「行つたとき。」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十二号中「行つた者」を「行つたとき。」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十一号中「講じなかつた者」を「講じなかつたとき。」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十九号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十八号中「違反した者」を「違反して、無線設備の操作を行つたとき。」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十七号中「保存しなかつた者」を「保存しなかつたとき。」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十六号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十五号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十四号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十一号中「保存しなかつた者」を「保存しなかつたとき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号中「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「第二十七条の三十二」を「第二十七条の三十五」に、「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「第二十七条の三十一」を「第二十七条の三十四」に、「した者」を「したとき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第二十七条の三十第一項」を「第二十七条の三十三第一項」に、「第二十七条の二十九第二項第三号」を「第二十七条の三十二第二項第三号」に、「変更した者」を「変更したとき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第二十七条の二十三第一項」を「第二十七条の二十六第一項」に、「第二十七条の十八第二項第三号」を「第二十七条の二十一第二項第三号」に、「変更した者」を「変更したとき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「した者」を「したとき。」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七　第二十七条の十二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百十三条第四号の次に次の一号を加える。

五　第二十六条の三第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百十六条第三号中「第二十七条の十六」を「第二十七条の十七」に改め、同条第十三号中「第二十七条の二十三第四項」を「第二十七条の二十六第四項」に改め、同条第十四号中「第二十七条の二十四第二項（第二十七条の三十四第二項」を「第二十七条の二十七第二項（第二十七条の三十七第二項」に改め、同条第十五号中「第二十七条の二十六第一項」を「第二十七条の二十九第一項」に改め、同条第十六号中「第二十七条の二十八（第二十七条の三十四第二項」を「第二十七条の三十一（第二十七条の三十七第二項」に改め、同条第十七号中「第二十七条の三十五第一項」を「第二十七条の三十八第一項」に改める。

別表第六の一の項中「九百円」を「七百円」に、「一万九千円」を「二万二千八百円」に、「百七十九万四千八百円」を「二百十五万三千七百円」に、

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	千七百円

を

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	千四百円

に、「六百五万四千七百円」を「六百五十九万八千四百円」に、「三千八百円」を「三千百円」に、「八百五万四千七百円」を「八百六十万六千五百円」に、「八万五千三百円」を「十万二千三百円」に改め、同表の二の項中「二千六百円」を「三千百円」に、「五千九百円」を「六千四百円」に、「八万千四百円」を「九万七千六百円」に、「五万三千二百円」に、「一万四千七百円」を「一万七千六百円」に、「一万九千円」を「二万二千八百円」に改め、同表の三の項中

四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	六百二十八万八千三百円

を

四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	五千七百円

に、「六十二万八千八百円」を「七十五万四千五百円」に、

その他のもの	六百二十八万八千三百円

を

その他のもの	七百五十四万五千九百円

に、「二億四千九百五十五万四千五百円」を「二億九千九百四十六万五千四百円」に、

使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	二十八万五千四百円

を

使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	三十四万二千四百円

に、「三千五百二十八万七千二百円」を「四千二百三十四万四千六百円」に、「一億八千七百四十三万九千八百円」を「二億二千四百九十二万七千七百円」に、「二億六千七百七十六万八千二百円」を「三億二千百三十二万千八百円」に、

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	二十八万四百円

を

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	五千七百円

に改め、同表の四の項中「三百八十六万千四百円」を「四百六十三万三千六百円」に、「百九十三万三千二百円」を「二百三十一万九千八百円」に、「三十九万三百円」を「四十六万八千三百円」に、「十三万三千三百円」を「十五万九千九百円」に、「二千六百三十九万四千四百円」を「三千百六十七万三千二百円」に、「千三百十九万九千七百円」を「千五百八十三万九千六百円」に、「二百六十四万三千七百円」を「三百十七万二千四百円」に、「四十五万九千円」を「五十五万八百円」に、「三億六千三十二万二千八百円」を「四億三千二百三十八万七千三百円」に、「一億八千十六万三千八百円」を「二億千六百十九万六千五百円」に、「三千六百三万六千六百円」を「四千三百二十四万三千九百円」に、「七百六十一万七千百円」を「九百十四万五百円」に、「七億二千五百二十万八千三百円」を「九億七千二十四万九千九百円」に、「三億六千二百六十万六千四百円」を「四億三千五百十二万七千六百円」に、「七千二百五十二万五千三百円」を「八千七百三万三百円」に、